

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
算定等規則の一部改正について

(諮問第 1 1 7 1 号)

<目 次>

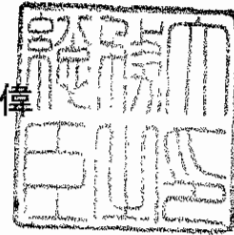
1	諮問書	1
2	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及 び負担金算定等規則の一部改正省令案.....	2
	○別添 1 説明資料	
	○別添 2 新旧対照表	
	○別添 3 読替表	



諮問第1171号
平成19年4月19日

情報通信審議会
会長 庄山悦彦 殿

総務大臣 菅 義偉



諮 問 書

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部を改正する省令案について、下記のとおり諮問する。

記

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定）」（情審通第36号）において、平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うこととするのが適当である旨の要望がなされた。

本要望は、長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額が減少する一方、同年度のユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり月額7円（平成18年度認可ベース）から増加することが見込まれる中、当該負担金について、既に利用者に負担を求めていること等にかんがみれば、利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当であるとの考えに基づくものである。

これを踏まえ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による省令委任事項を定めるため、同法第169条第4号の規定に基づき、貴審議会に諮問するものである。

(省令案)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百九条第一項及び第百十条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第三号	
平均単価	基準単価
除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額

第二条第六号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価
第五条第一項第一号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第九条第一項及び第一百十条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部改正について

<説明資料>

総 務 省
総 合 通 信 基 盤 局

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」からの要望事項

- 平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」において、以下の4点を要望。このうち補てん対象額の算定方式について、今回見直しを行うもの。

要望の背景

- 平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額は減少。
 - ユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり7円／月から増加することが見込まれる。
 - ユニバーサルサービス制度の負担金は53社中50社が利用者負担
- ⇒ 利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当。

- ◆ 来年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直すこと。

➡ **利用者負担を抑制する方向で、補てん対象額の算定方式の見直し。**

- ◆ 見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコストの在り方と密接に関連することから、これと同時並行的に見直すこと。

➡ 平成20年度以降の固定電話の接続料算定方法の見直しと同時並行的に検討。

- ◆ 現在検討が進められているユニバーサルサービス制度自体の見直しも、可能な限り前倒しを行い、速やかに結論を得ることが望ましい。

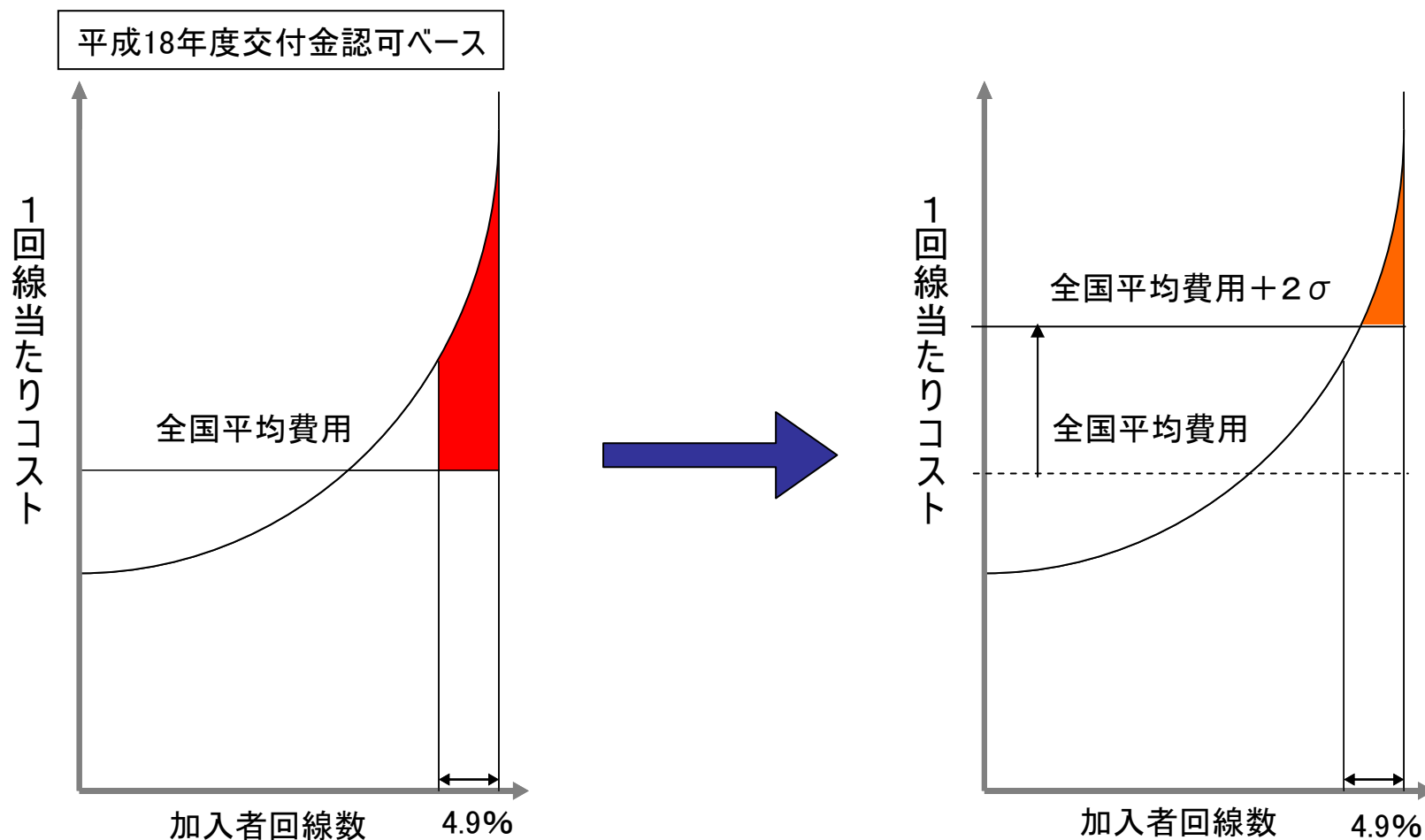
➡ 「新競争促進プログラム2010(06年9月19日公表)」に基づき09年に情報通信審議会の審議を経て行う予定の制度の見直しに向けた本格検討の可能な限りの前倒し。

- ◆ 各事業者において負担金の利用者負担は、可能な限り抑制する方向で検討することが望ましい。

➡ 支援機関に各接続電気通信事業者等への周知を要請。(☞平成19年4月6日実施済)

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直し案【ベンチマーク方式の修正】

高コスト地域(4.9%)のコストのうち、「全国平均費用」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する現行方式から、
「全国平均費用+2 σ 」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する方式に移行。



ユニバーサルサービス制度の補てん対象額算定方法の見直しの考え方

■ 経緯

現行のユニバーサルサービス制度は、平成17年10月25日の情報通信審議会答申(ユニバーサルサービス基金制度の在り方)において、「音声サービス全体における競争が進展し、とりわけ基本料分野における競争がその黎明期を過ぎ、実効性のある競争が始まると見込まれる段階に入りつつある」との考えに基づき見直されたもの。

- ① その際、競争事業者によるドライアップを利用した直収電話サービスの提供等により、回線交換網ベースの電話サービス市場において一層の競争進展が実現し、級局別格差の縮小を含む基本料水準の低廉化が期待されていた。
- ② また、ユニバーサルサービス制度に係る負担金は、これを接続電気通信事業者等が直接負担するか、利用者に追加的な負担を求めるかは各事業者の経営判断に委ねることとされた。

■ 制度稼働後の状況

- ① ブロードバンド化が急速に進展し、IP電話の加入者が大幅に増加する一方、固定電話加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化。その結果、直収電話サービス等の回線交換網ベースの電話サービス市場において、競争圧力を通じた基本料水準の低廉化は必ずしも十分に期待できない状況にある。
- ② この点、平成18年11月21日の情報通信審議会答申「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」において、級局別格差の是正を通じた利用者負担の抑制について、NTT東西に対し継続検討を求めたところであるが、当面その実施は見込めない状況。
- ③ また、本制度の本格稼働後の状況を見ると、負担金を支払う接続電気通信事業者等53社中50社(平成19年3月末現在)は、当該負担金を利用者に求めている状況。
- ④ かかる状況においては、現行基本料の級局別格差を通じ、結果として都市部等の採算地域において高コストの不採算地域のコストの一部負担が引き続き行われることとなるため、利用者負担を前提としつつ当該負担金の額が増加することについて、利用者の理解を得ることが困難。

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額算定方法の見直しの考え方

■ 見直しの考え方

平成19年3月30日の情報通信審議会の要望を踏まえ、利用者負担の抑制を図る観点から、加入電話に係る補てん対象額の算定方式を見直す場合、その前提として実績データに基づく客観的な基準により算定されるものであることが適当。

このため、全国平均費用を補てん額算定のためのベンチマークとして用いる現在の仕組みを改め、当該ベンチマークを「全国平均費用+2 σ 」とする見直しを行う。

「全国平均費用+2 σ 」をベンチマークとして設定する理由

- ① 現行制度において非競争地域を特定する際に用いた標準偏差の方式を用いることにより、実績データに基づく客観的なベンチマークを設定することが可能。
- ② 既にユニバーサルサービス制度が稼働している米国においても、各州の平均費用を基に、「全国平均費用+2 σ 」を補てん額算定のベンチマークとして設定している。これは、当該ベンチマークを超える部分については、各事業者の経営効率化努力や各州内におけるユニバーサルサービス制度の活用等によってもなお対応することが不可能な水準であると認め、本制度による補てんが行われているもの。
この点、我が国においても、NTT東西の経営効率化努力等による内部補てんのみでは対応することができない水準を確定する方式として利用することには一定の合理性が認められる。
- ③ 当該ベンチマークにより補てん対象額を算定すると、平成18年4月に施行された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第33号)附則において規定されている現行制度の見直し時期(施行後3年を目途)の間は、平成18年度認可に係る補てん対象額に基づき計算される合算番号単価(7円)と概ね同等の水準で推移する見込み。

ユニバーサルサービスの補てん対象額、合算番号単価の推計値

補てん対象額

(認可年度)

	H18年度	H19年度	H20年度
①見直し前: 現行ベンチマーク 「全国平均費用」	152億円(実績)	195-275億円	280-380億円
②見直し後: 修正ベンチマーク 「全国平均費用+2σ」	—	96-127億円	129-168億円

合算番号単価

	H18年度	H19年度	H20年度
③見直し前	7円(実績)	9-13円	13-17円
④見直し後	—	4-6円	6-8円

補てん対象額算定の前提

- H19年度、H20年度の補てん対象額は、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17年10月25日)において推計したものを使用。
- ②の算定上、公衆電話の補てん対象額、緊急通報の補てん対象額は、H18年度の補てん対象額(それぞれ、31億円、1億円)と同額とする。
- 合算番号単価の算出に用いた電気通信番号は、H19.1末現在の1億8,122万番号とする。

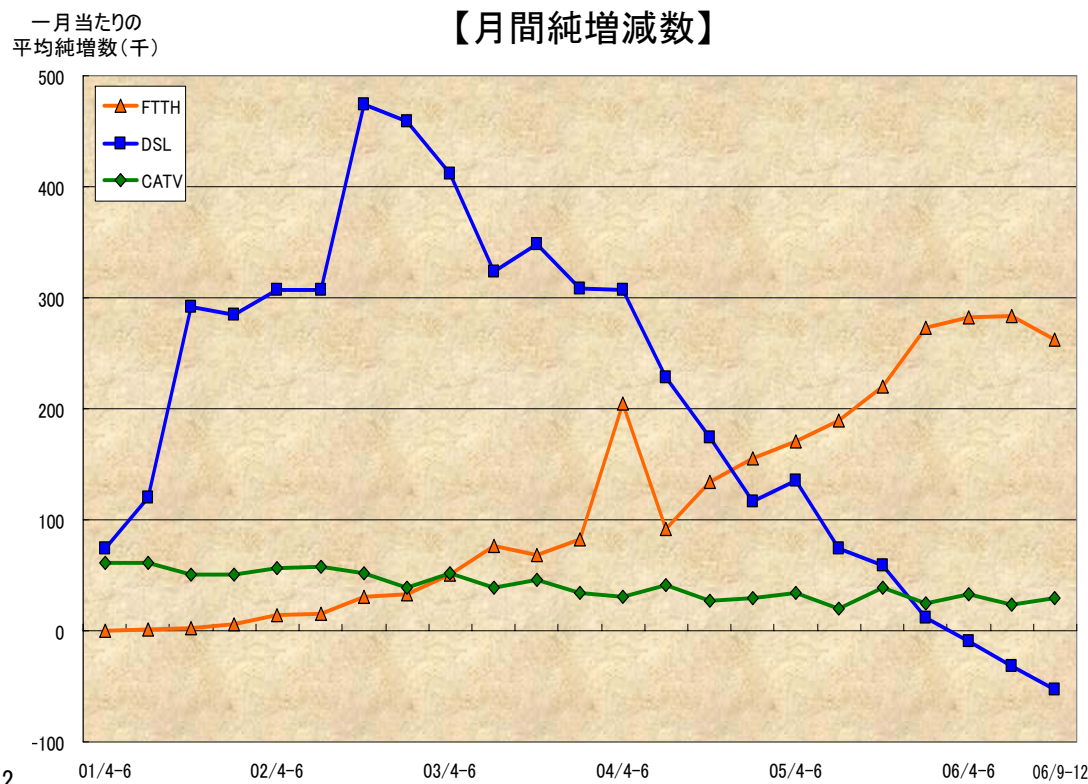
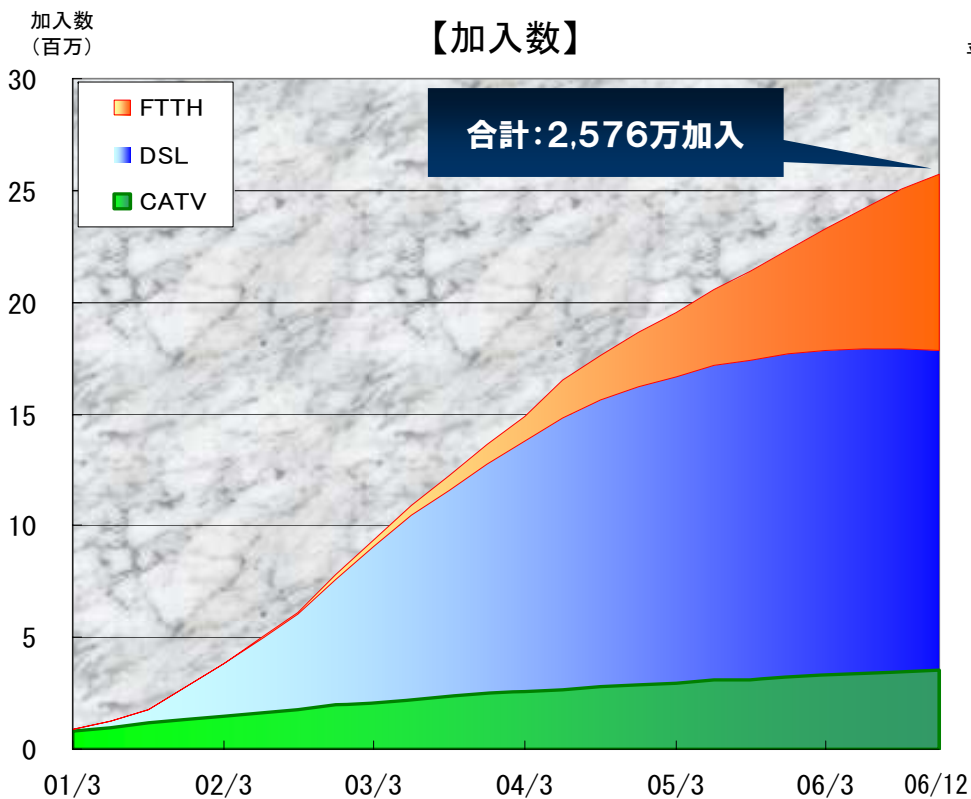
審議スケジュール（案）

	2007年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
電気通信 事業部会等	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block;">19</div> ▲ 諮問	▲ ユニバーサルサービス委員会	(▲ ユニバーサルサービス委員会)	19 ▲ 意見公募開始	下旬 ▲ 意見公募締切	▲ ユニバーサルサービス委員会	20 ▲ 答申

参 考 資 料 ①

【参考】ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

- ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大(ブロードバンド総加入者数は2,576万契約)
- 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて2001年3月より提供開始
- 総加入数では依然DSLが圧倒。しかし、純増減数では3期連続DSLが純減する中、FTTHの純増が顕著。



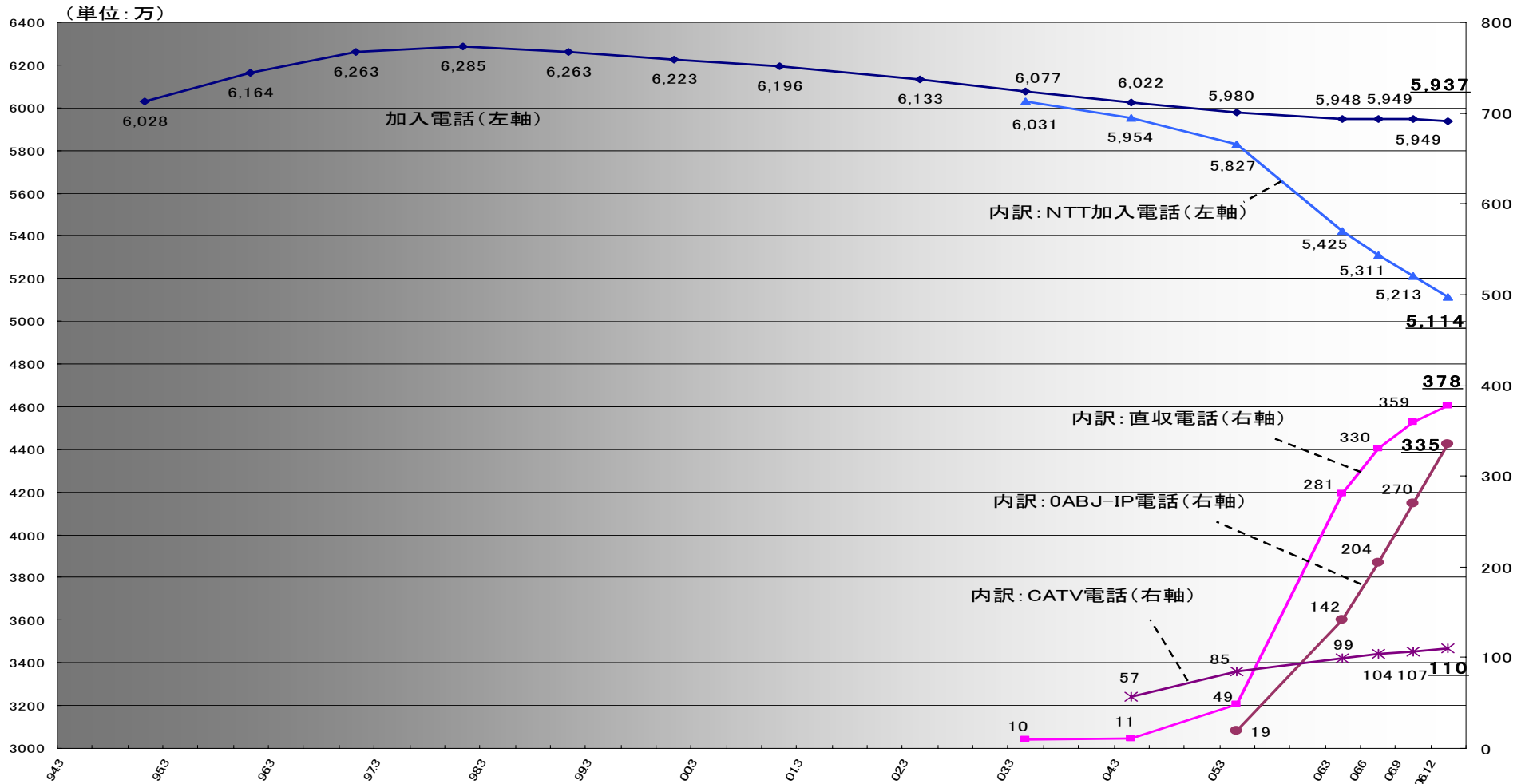
	01/03	02/03	03/03	04/03	05/03	06/03	06/12
FTTH	200	2万6千	31万	114万	290万	546万	794万
DSL	7万	238万	702万	1,120万	1,368万	1,452万	1,424万
CATV	78万	146万	207万	258万	296万	331万	357万

期間	01/4-6	02/4-6	03/4-6	04/4-6	05/4-6	06/4-6	06/9-12
FTTH	400	14,067	50,969	205,127	171,168	282,633	261,945
DSL	73,559	307,377	411,360	307,295	135,476	▲8,955	▲53,331
CATV	61,000	56,667	51,667	30,271	34,056	33,436	29,145

注) 2004年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。
(2004年6月の数値は当該変更の影響により、直近のトレンドと比べ大きくなっている。)

【参考】加入電話の契約数の推移

- NTT加入電話の契約数の減少が進む一方、OABJ-IP電話等の契約数は大幅に増加し、IP電話へのマイグレーションが顕著。
- 直収電話は増加傾向であるが、その伸びはOABJ-IP電話の伸びに比べ鈍化。



注1: 加入電話とは、NTT加入電話 (ISDNを含む)、直収電話 (直加入、新型直収、直収ISDNの合計)、OABJ-IP電話、CATV電話をいう。

注2: OABJ-IP電話は、利用番号数をもって契約数とみなしている。

※なお、OABJ-IP電話はNTT加入電話等との代替性が高いため加入電話に加えた。

【参考】ユニバーサルサービス料の利用者への転嫁状況

平成19年3月末現在

	電気通信事業者名	実施月 ^注	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
1	アイテック阪神株式会社	H19.1	月額7.35円	
2	イツ・コミュニケーションズ株式会社	H19.4	月額7円	
3	株式会社ウィルコム	H19.1	月額7.35円	
4	株式会社STNet	H19.1	月額7.35円	
5	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	H19.2	月額7.35円	
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H19.2	月額7.35円	
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	H19.1	月額7.35円	注2
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	H19.1	月額7.35円	注2
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	H19.1	月額7.35円	注2
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	H19.1	月額7.35円	注2
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	H19.1	月額7.35円	注2
12	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	H19.1	月額7.35円	注2
13	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	H19.1	月額7.35円	注2
14	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	H19.1	月額7.35円	注2
15	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	H19.1	月額7.35円	注2
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト	H19.1	月額7.35円	
17	株式会社エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズ	H19.1	月額7.35円	
18	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	H19.2	月額7.35円	注3
19	沖縄セルラー電話株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
20	関西マルチメディアサービス株式会社	H19.1	月額7.35円	
21	九州通信ネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
22	株式会社ケーブルネット神戸芦屋	H19.1	月額7.35円	
23	株式会社ケーブルビジョン21	H19.1	月額7.35円	
24	KDDI株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
25	KMN株式会社	H19.6	月額7.35円	
26	KVH株式会社	H19.1	月額7.35円	
27	株式会社ケイ・オプティコム	H19.1	月額7円	

	電気通信事業者名	実施月 ^{注1}	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
28	株式会社シーテック	-	-	
29	株式会社ジェイコム関西	H19.1	月額7.35円	
30	株式会社ジェイコム関東	H19.1	月額7.35円	
31	株式会社ジェイコム北九州	H19.1	月額7.35円	
32	株式会社ジェイコムさいたま	H19.1	月額7.35円	
33	株式会社ジェイコム札幌	H19.1	月額7.35円	
34	株式会社ジェイコム湘南	H19.1	月額7.35円	
35	株式会社ジェイコム千葉	H19.1	月額7.35円	
36	株式会社ジェイコム東京	H19.1	月額7.35円	
37	ジャパンケーブルネット株式会社	-	-	
38	株式会社ZTV	(検討中)	-	
39	ソフトバンクテレコム株式会社	H19.1	月額7.35円	
40	ソフトバンクモバイル株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
41	中部テレコミュニケーション株式会社	H19.1	月額7.35円	
42	土浦ケーブルテレビ株式会社	H19.1	月額7.35円	
43	東北インテリジェント通信株式会社	H19.1	月額7.35円	
44	株式会社長野県協同電算	H19.2	月額7.35円	
45	西日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
46	BBテクノロジー株式会社	H19.1	月額7.35円	
47	東日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
48	福岡ケーブルネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
49	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	H19.1	月額7.35円	
50	株式会社ぶららネットワークス	H19.2	月額7.35円	
51	北摂ケーブルネット株式会社	H19.1	月額7.35円	
52	株式会社メディア	H19.1	月額7.35円	
53	株式会社YOZAN	H19.1	月額7.35円	注3

<注:(社)電気通信事業者協会調べ>

注1 実施月の欄中「-」は、現時点で利用者に負担を求めないこととしている電気通信事業者であり、「(検討中)」は、利用者に負担を求めるとかどうかについて検討中の電気通信事業者。
 注2 プリペイド携帯電話については、異なる課金方法等となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページを参照のこと。
 注3 一部のサービスのみが対象となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページを参照のこと。
 なお、当該負担対象事業者のうち注2・注3以外にも一部のサービスにおいて課金方法等が異なる場合がある。

【参考】 H19接続料の改定に係る意見募集における消費者団体からの意見の概要

主婦連合会

- 今回の接続料の改定により、通信事業者は接続料の支払いが軽減。
- 他方、今年からスタートしたユニバーサルサービス制度の負担金は、ほとんどの通信事業者が全額を利用者に転嫁。
- 負担金は来年度以降増加する見込みであり、ユーザは、一層の負担を強いられる。
- 通信事業者は、接続料の軽減がされた上に、ユニバーサルサービス制度の負担も免れている現状は、許容できない。
- 今後も通信事業者だけがメリットを享受することがないよう、現行のユニバーサルサービス制度について、早急に点検・見直しを求める。
 - ① 平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないよう、総務省は速やかに算定方法の見直しを行うこと。
 - ② 通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。
 - ③ ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、前倒しして結論を得ること。

全国地域婦人団体連絡協議会

(主婦連合会の■の部分と同様の意見に加え) 次の3点を実施すること。

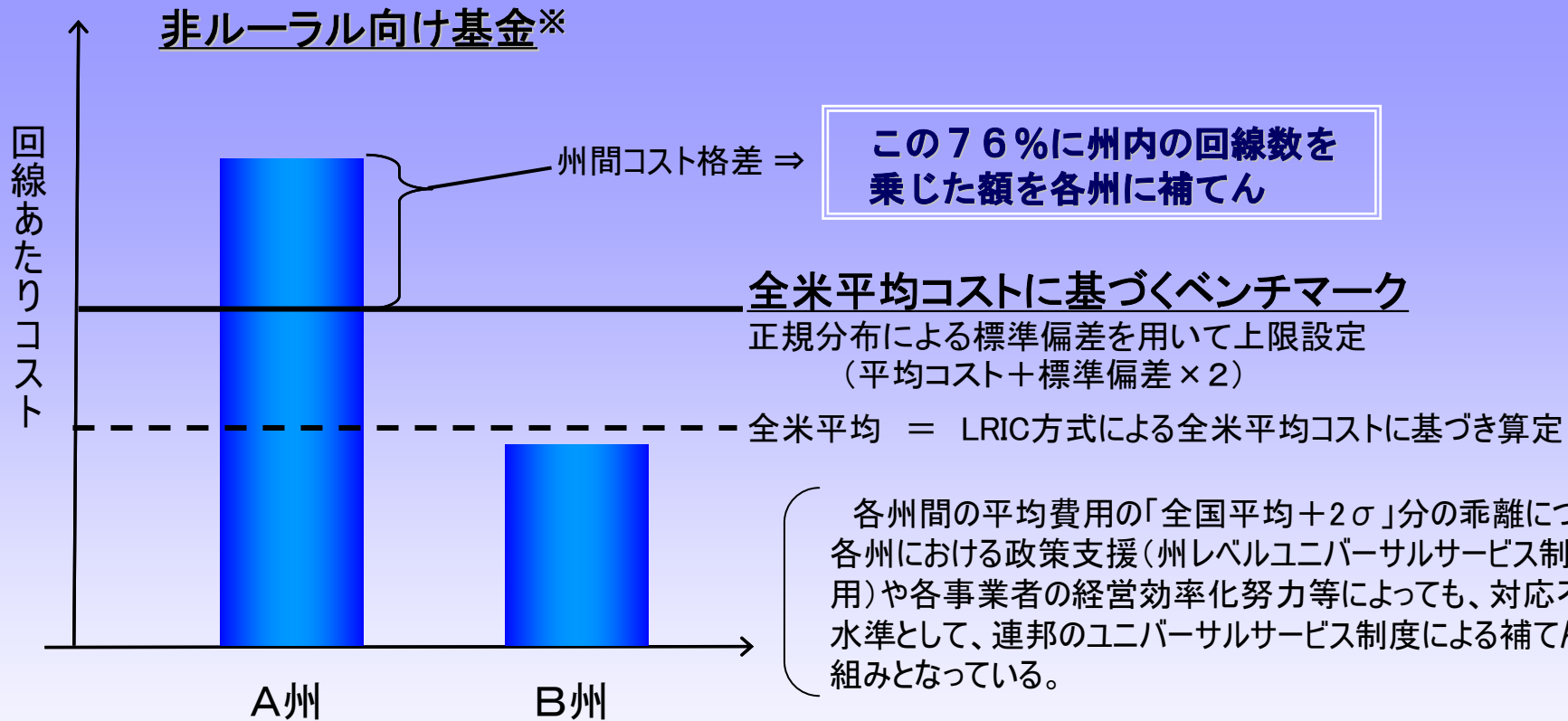
- ① 平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないようにすること。
- ② 通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。
- ③ ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、消費者の納得する形で結論を得ること。

東京都地域婦人団体連盟

(主婦連合会と同様の意見)

【参考】 米国におけるユニバーサルサービスコストの算定

■ 米国(連邦)においても、コスト算定においてコストベンチマーク方式を採用しており、「全米平均コスト+2σ」を超える部分を補てん。



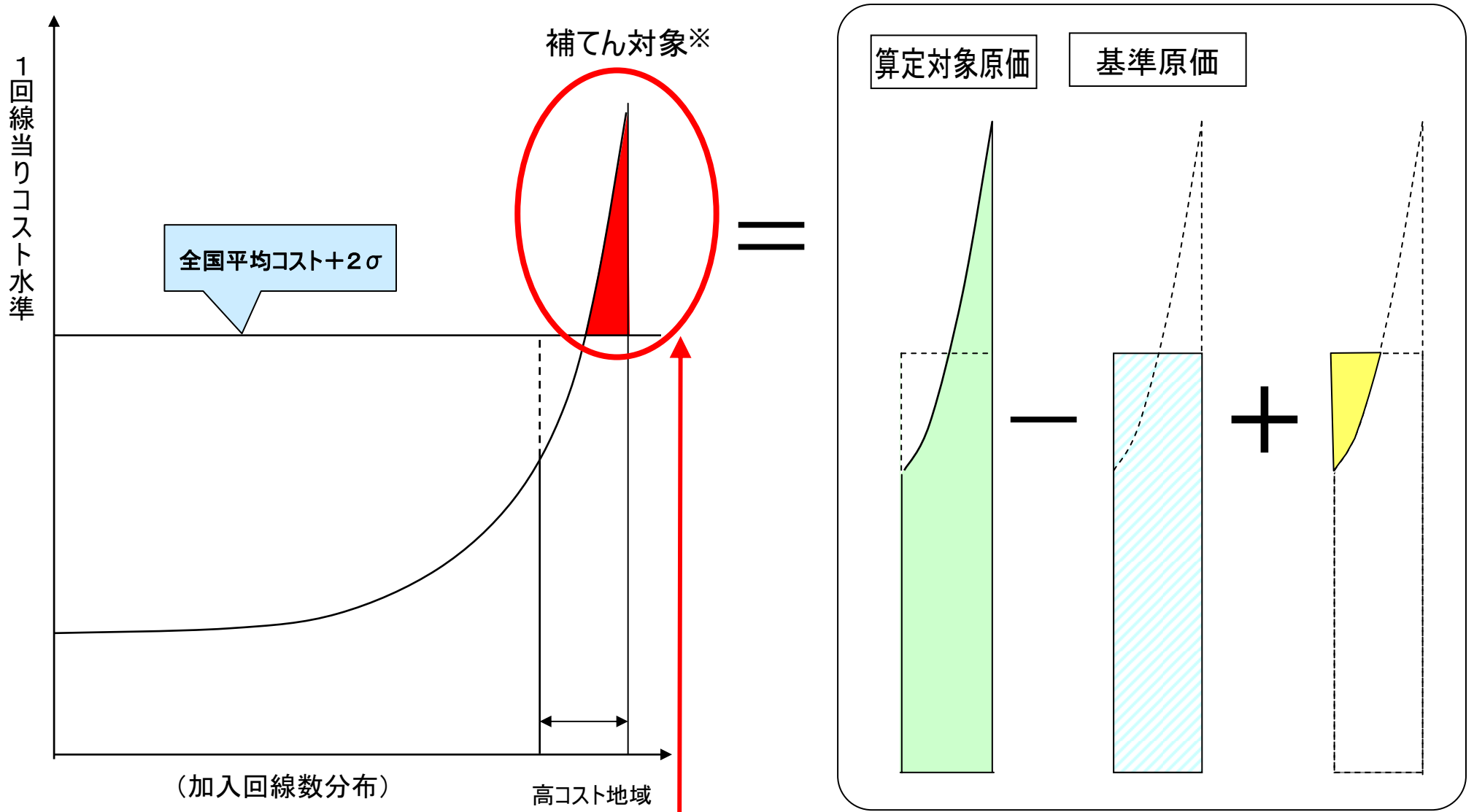
※ 州ごとに決定された支援額を、ワイヤセンタ単位で事業者へ超過コストに応じて配分。

※非ルーラル向け基金

ルーラル地域と非ルーラル地域の両方にまたがって、州境を越えた広い範囲でユニバーサルサービスを提供する大規模な通信事業者、つまり地域電話会社(RBOC)を対象とするもの。

参 考 資 料 ②

**【参考】 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第1項第1号における
補てん対象額見直し後の算定方法のイメージ**



※ 第5条第1項第1号改正案(読替後)
算定対象原価が基準原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附則 1～7 (略)	附則 1～7 (略)	8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第一条第三号	平均単価	平均単価	基準単価
第一条第六号	平均原価	基準原価	除して得た額
	除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額

9 (略)	第五条第一項第一号		平均単価
	平均単価	平均原価	基準単価
8 (略)	平均単価	基準原価	基準単価

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第九条第一項及び第一百条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案読替表

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 基準単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額をいう。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 基準原価 基準単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 平均単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 平均原価 平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額</p>

をいう。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

一 算定対象原価が基準原価を上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

二・三 (略)

2～4 (略)

をいう。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

一 算定対象原価が平均原価を上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

二・三 (略)

2～4 (略)